



連載

知っておきたい「海洋散骨」のイロハ

第2回 海のルールを知ろう

和田 睦美

一般社団法人 全国海洋散骨船協会 事務局長 / 海洋散骨ディレクター講師

連載2回目となる今号では、「海のルール」についてお話しさせていただきます。

海のルールとひと口で言っても、実は数多い法律が存在します。たとえば、船舶が通行するために適用される法律には、「海上衝突予防法」「港則法」「海上交通安全法」などがあり、これらは陸上交通における道路交通法と同じ役目を果たしています。

海上交通における法律を知ろう

海上交通に関する全体的な法律は、「海上衝突予防法」であり、「港則法」は主に港内の通行に適用されます。また、「海上交通安全法」は、海上交通が複雑で込み合う場所に「航路」を定め、この「航路」の通行に関して定めたもので、日本全体で11か所の「航路」が定められています。

船舶免許取得のための連載ではありませんので、これらの法律については詳しくはふれませんが、今回は海洋散骨事業に携わるものとして気をつけなければいけない、船舶の法律についてみていきましょう。自動車関連の法律にならえば、道路運送車両法や道路運送法に近いものと考えていただければわかりやすいかもしれません。

*

海洋散骨を実施する場合、当然ながら船舶を使用することになります。しかし、船舶の種類について気にされていない方もおられるのではないのでしょうか。

実は、小型船舶の免許保有者であっても、詳しく知っている人は少ないのです。

この船舶に関する法律はとても重要で、たとえば旅客船ではない船に旅客を乗せて出航すれば、違法行為となります。もちろん、違法行為をしているのは船舶運航者ですが、旅客船ではないことを知りつ

つ顧客を案内したとなれば、送客した事業者も罪に問われる可能性があるのです。

仮にこの船舶が事故を起こして、乗客に対する損害賠償が支払えなければ、送客した側も傭船者として損害賠償責任を負う可能性もあります。

2022年4月、北海道知床で観光船の事故があったことは、連日マスコミで報道されたこともあってご記憶の方も多いでしょう。この事故は、船舶事故がいかに悲惨な結果を招くのかということを日本中が知るきっかけになったといえます。

この事故では乗客乗員含め26人の方が死亡または行方不明となっていますが、この船は旅客船であったために保険は付保しており、運航会社の社長は、「遺族に対する保障はできます」と述べていました。

しかし、これが違法な旅客行為であったとしたら、乗客の損害に対する保険は付保されていないので、さらに悲惨な結果を招いたはずです。

船舶の種類を知っておこう

ではここで、船舶の種類についてみてみましょう。といっても船舶博士を目指すわけではありませんので、ざっくりと一般名称で分類することにいたします。

◆プレジャーボート

趣味やレジャーなど、レクリエーションのための船舶を指します。車でいえば自家用自動車のようなもので、白ナンバーを想像していただければわかりやすいでしょう。この船舶では、家族や友人を乗船させてレジャーを楽しむことはできますが、業として人を乗せることはできません。日本海事代理士会のホームページによると、業とは「他人の需要に応



和田 睦美 (わだ むつみ)

全国海洋散骨船協会 事務局長

2016年6月、全国海洋散骨船協会設立とともに事務局長に就任。19年、理事会の要請により「海洋散骨ディレクター」テキストを編纂。

20年1月には、第1回海洋散骨ディレクター講習にて講師となり、現在も継続中



じた運送等」とあり、また、「但し、友人であっても乗船料を徴収して運送する場合、業とみなされる」とあります。

◆遊漁船

いわゆる釣り船のことです。乗合船や貸切船などがあります。遊漁船は農林水産省が所管する、「遊漁船の適正化に関する法律」に定められており、その第二条に「船舶により乗客を漁場に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業」となっています。つまり、上記の目的以外には使用することはできません。

この船舶は、目的に則っていれば乗客を乗船させることはできますが、「水産動植物を採捕させる」以外の目的で乗客を乗せることはできません。

また、一般的な遊漁船が付保している保険であっても、本来の目的以外での出航の場合、乗客に対する保険は対象外となります。

◆漁船

漁船法に定められた漁船は、その用途として「専ら漁業に従事する船」とされています。具体的には漁獲をする船だけではなく、漁獲物を漁場から運ぶ船や保管する船、加工する船や調査船、練習船などもその対象となりますが、漁業以外の用途には使用できません。また、漁船には漁業従事者以外の人を乗船させることも禁止されています。海洋散骨が生活者に知られるようになったきっかけの1つに、俳優高倉健の遺作となった映画「あなたへ」があります。主人公は漁船で散骨に向かっていますが、実は違法行為を映像化してしまったのです。

個人的にエンターテインメントとしてのこの映

像を違法行為として批判する気は毛頭ありませんが、当然ながら漁船には乗客に対する保険は付保されていません。消費者や散骨事業者が知らずに漁船に乗船し、散骨のために出航してしまうのは危険なことだと認識してほしいと思います。

漁船であっても遊漁船としても登録している船もあるようですが、遊漁船の項でも述べたように、遊漁船の保険は、散骨を目的としての旅客行為では有効ではありません。

◆旅客船

乗客を乗せて運航できる船舶のことを指します。船舶には乗船定員が定められており、13人以上の船舶と12人以下の船舶に分かれます。

船検証に記載される用途として「旅客船」と記載されるのは、13人以上の船舶ですが、旅客船であっても旅客不定期航路事業の申請を提出し、許可を受けなければなりません。12人以下の船舶でも「人の運送をする不定期航路事業届」を出せば、旅客運送ができます。ただし、どちらも乗客を乗せて自由に運航できるわけではなく、届出もしくは許可を得た航路のみでの運航となります。

*

以上、海洋散骨を取り扱う事業者は、散骨を行なう船舶をチャーターする際、少なくとも以下の3点を確認しておくべきです。

- ① 対象船舶が旅客を乗船させることができるかどうか
- ② 依頼する船舶の船検証
- ③ 不定期航路の届出、もしくは許可証

参考文献等：海洋散骨ディレクターテキスト、日本海事代理士会ホームページ、小型船舶検査協会ホームページ

■(一社)全国海洋散骨船協会の概要

所在地：東京都渋谷区東3-25-10 T&Tビル／設立：2016年6月／理事長：志賀 司／加盟社数：12社（2023年3月現在）

